

奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱

【昭和61年4月23日 告示第85号】

改正 昭和62年10月1日告示第218号
平成14年3月28日告示第140号
平成19年5月30日告示第322号
平成22年10月20日告示第519号
平成26年5月8日告示第331号
平成27年3月31日告示第202号
平成29年4月4日告示第220号
平成31年4月2日告示第192号

(目的及び設置)

第1条 本市が実施する休日における歯科応急診療業務の円滑な運営を図るため、奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 健康医療部担当副市長

(2) 一般社団法人奈良市歯科医師会会長及び理事 5人

(3) 市職員

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長を、副会長は一般社団法人奈良市歯科医師会会長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、医療政策課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則 (昭和62年10月1日告示第218号)

この告示は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日告示第140号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日告示第322号）

この告示は、平成19年5月30日から施行する。

附 則（平成22年10月20日告示第519号）

この告示は、平成22年10月20日から施行する。

附 則（平成26年5月8日告示第331号）

この告示は、平成26年5月8日から施行し、（略）第2条の規定による改正後の奈良市
休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第202号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月4日告示第220号）

この告示は、平成29年4月4日から施行する。

附 則（平成31年4月2日告示第192号）

この告示は、平成31年4月2日から施行する。